

未来ステップ

変額保険I型(有期型)

あなたの未来が
輝かしいものであるために。

商品パンフレット



未来の豊かさのために 最初のステップを。

金利が低い状況が続いています。

ある程度のリスクをとって運用していかないと

預貯金だけでは、なかなか資産がふえない時代です。

リスクをコントロールしながら資産を育てるためには

「時間」を味方にするのが最大のポイントといえるでしょう。

だからこそ、将来に向けた資産づくりは、

早ければ早いほどベターといえます。

最初のステップは、少しずつからでもはじめること。

未来の豊かさのための第一歩です。

未来ステップ

変額保険I型(有期型)

「未来ステップ」は、月々お支払いいただいた保険料を積立金^{*}として特別勘定で運用、
保険期間満了時に運用成果を満期保険金としてお受け取りいただくプランです。

^{*}月々お支払いいただいた保険料から、保険料の収納に必要な費用を控除した金額が、積立金として特別勘定で運用されます。
^{*}積立金から保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)と運用関係費が控除されます。

参照 諸費用についてはP12~13をご覧ください。

特長 2 万一の場合に備えて 保障が確保されるので安心です。

被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合、もしくは
所定の高度障害状態に該当した場合は、その時点の積立金額
もしくは基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金
もしくは高度障害保険金としてお支払いいたします。

基本保険金額 = 月払保険料 × 12ヵ月 × 保険期間(年数)

^{*}死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は終了します。

特長 3 月々の保険料は5,000円から、 始めていただけます。

月々お支払いいただく保険料は、5,000円以上
1,000円単位で自由に設定していただけます。

^{*}ただし、月払保険料が1万円未満のご契約は、保険期間20年以上
かつ契約年齢55歳以下であることが条件となります。

特長 1 資産運用の「3つのポイント」にそって 資産の成長を目指します。

資産運用の3つのポイントは「資産分散」「長期運用」
「時間分散」です。「未来ステップ」は、これらのポイントに
そいながら、未来に向けて資産を築きあげること
を目指すプランです。

ご注意



1 運用のリスクについて

この保険の資産は、株式・債券等で運用
されるため、運用実績によっては**損失が
生じることがあります。**

参照 くわしくは P6をご覧ください。

2 保険金額等の最低保証について

この保険の死亡保険金・高度障害保険金には最低保証がありますが、
満期保険金・解約返戻金には最低保証がありません。

未来の豊かさに向けて、ステップ・バイ・ステップで資産を築いていくプランです。

STEP ①

保険料のお払い込み

月々一定額の保険料をお払い込みいただきます。お払い込みいただいた保険料のうち、保険料の収納に必要な費用を控除した部分が、積立金として特別勘定で運用されます。

※積立金から保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)と運用関係費が控除されます。

参照 保険料および諸費用については P10, P12~13をご覧ください。

STEP ②

特別勘定による運用

3種類の特別勘定の中からひとつお選びいただきます。1保険年度に12回までは手数料なしで積立金の移転(スイッチング)をご利用いただけます。

参照 特別勘定およびスイッチングについては P7をご覧ください。

STEP ③

運用実績による満期保険金額

保険期間満了日の積立金額が満期保険金となります。満期保険金額は保険期間中の特別勘定の運用実績によって決まります。

※特別勘定の運用実績によっては、満期保険金額が払込保険料の総額を下回ることもあります。

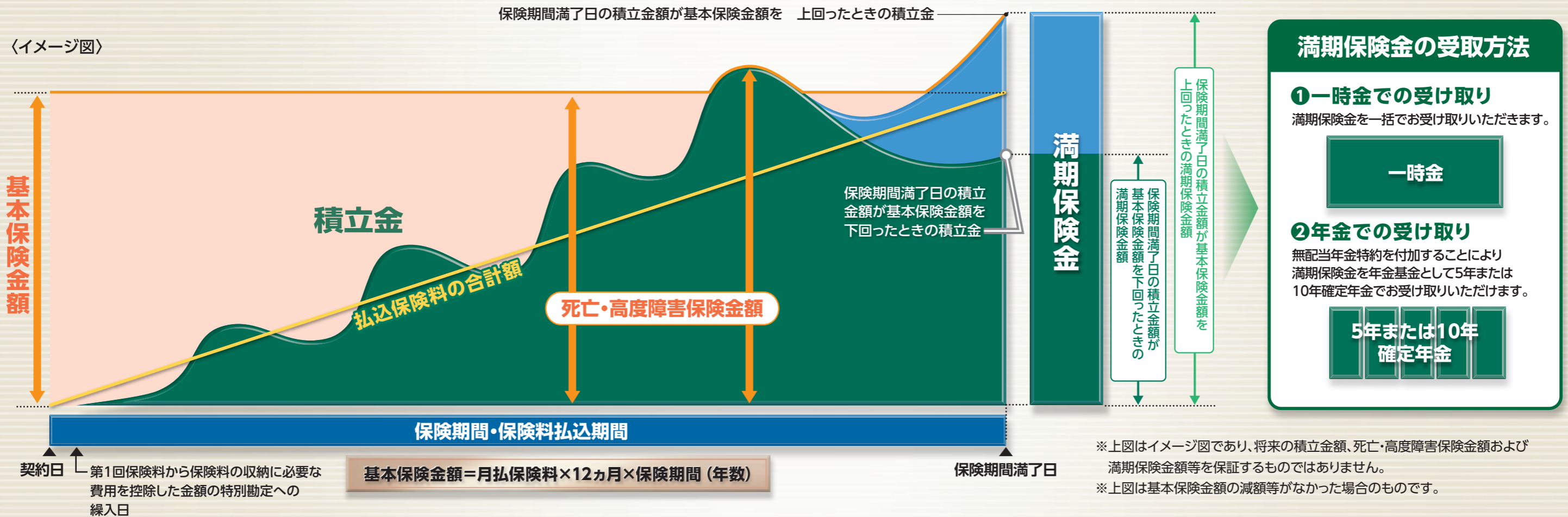
STEP ④

満期保険金の受け取り

満期保険金を一時金で受け取るか、無配当年金特約を付加することにより満期保険金を年金基金とした年金(5年または10年確定年金)で受け取るかをお選びいただけます。

※満期保険金を一時払保険料として、一時払の変額保険I型(有期型)へ変更することも可能です。

参照 一時払の変額保険(有期型)への変更については P11をご覧ください。



万一の場合の保障について

被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合、もしくは所定の高度障害状態に該当した場合は、その時点の積立金額もしくは基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金もしくは高度障害保険金としてお支払いいたします。

保険期間中のご解約について

保険期間中に保険契約を解約して、その時点での積立金をお受け取りいただくこともできます。ただし、ご契約日から10年以内のご解約には所定の解約控除がかかります。

参照 くわしくはP13をご覧ください。

特別勘定の運用実績によって、死亡・高度障害保険金額、解約返戻金額、満期保険金額が異なります。

30歳男性
の場合

- 契約者(被保険者)/30歳男性
- 保険期間(保険料払込期間)/30年
- 保険料払込方法/口座振替
- 特別保険料法による特別条件/なし

[月払保険料/10,000円 基本保険金額/3,600,000円]

経過 年数	年齢	払込保険料 累計額	死亡・高度障害保険金額(特別勘定の運用実績別)				解約返戻金額(特別勘定の運用実績別)			
			年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合	年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合
10年	40歳	1,200,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	749,046円	914,684円	1,012,799円	1,122,765円
20年	50歳	2,400,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	1,229,956円	1,815,616円	2,237,014円	2,779,414円
30年	60歳	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,740,823円	5,259,805円	1,510,744円	2,701,629円	3,740,823円	5,259,805円

[月払保険料/20,000円 基本保険金額/7,200,000円]

経過 年数	年齢	払込保険料 累計額	死亡・高度障害保険金額(特別勘定の運用実績別)				解約返戻金額(特別勘定の運用実績別)			
			年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合	年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合
10年	40歳	2,400,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	1,567,238円	1,913,739円	2,119,000円	2,349,050円
20年	50歳	4,800,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	2,576,226円	3,801,981円	4,683,884円	5,818,967円
30年	60歳	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,840,906円	11,012,096円	3,172,566円	5,667,372円	7,840,906円	11,012,096円

- ◆例示の運用実績は、上限または下限を示すものではありません。したがって、運用実績が例示を下回ることもあります。
 - ◆例示の運用実績が保険期間満了日まで一定で推移し、また、基本保険金額の減額等がないものと仮定して計算しております。将来のお支払いをお約束するものではありません。
 - ◆例示の経過年数とは、契約日からその日を含めて毎年の契約応当日の前日末までの期間です。
 - ◆保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額の特別勘定への繰入日は、第1回保険料については契約日よりその日を含めて8日目末、第2回以後の保険料については払込期月における月単位の契約応当日末と仮定して計算しています。
 - ◆契約日から10年以内の解約時には解約控除(ただし、第10保険年度の最後の月単位の契約応当日以後の場合は、解約控除のご負担はありません。)がかかります。上記の解約返戻金額例は、毎年の契約応当日の前日における数値、かつ、保険関係費、運用関係費および解約控除を控除した後の数値です。
 - ◆解約されると以後の保障はなくなります。
 - ◆上記の死亡・高度障害保険金額例は、毎年の契約応当日の前日を支払事由の発生日と仮定して計算しており、積立金額は保険関係費および運用関係費を控除した後の数値です。
- ※上記の死亡・高度障害保険金額および解約返戻金額、満期保険金額例は2018年8月2日時点の数値です。

30歳女性
の場合

- 契約者(被保険者)/30歳女性
- 保険期間(保険料払込期間)/30年
- 保険料払込方法/口座振替
- 特別保険料法による特別条件/なし

[月払保険料/10,000円 基本保険金額/3,600,000円]

経過 年数	年齢	払込保険料 累計額	死亡・高度障害保険金額(特別勘定の運用実績別)				解約返戻金額(特別勘定の運用実績別)			
			年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合	年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合
10年	40歳	1,200,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	754,774円	921,648円	1,020,514円	1,131,309円
20年	50歳	2,400,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	1,245,037円	1,834,066円	2,257,607円	2,802,538円
30年	60歳	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,775,625円	5,296,448円	1,551,247円	2,740,884円	3,775,625円	5,296,448円

[月払保険料/20,000円 基本保険金額/7,200,000円]

経過 年数	年齢	払込保険料 累計額	死亡・高度障害保険金額(特別勘定の運用実績別)				解約返戻金額(特別勘定の運用実績別)			
			年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合	年-4.00% の場合	年0.00% の場合	年2.00% の場合	年4.00% の場合
10年	40歳	2,400,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	1,578,615円	1,927,577円	2,134,319円	2,366,006円
20年	50歳	4,800,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	2,605,902円	3,838,080円	4,724,043円	5,863,891円
30年	60歳	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,905,097円	11,081,890円	3,251,297円	5,741,380円	7,905,097円	11,081,890円



この保険に関するご注意

1 運用のリスクについて

- この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の保険金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、満期保険金額、解約返戻金額(基本保険金額の減額をした場合、解約返戻金額と基本保険金額の減額後の保険金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。
- 特別勘定の変更および積立金の移転(スイッチング)を行なった際には、選択した特別勘定の種類によってはリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

2 保険金額等の最低保証について

被保険者が死亡されたときや高度障害状態に該当されたときにお支払いする死亡保険金や高度障害保険金には、基本保険金額相当額の最低保証があります。一方、被保険者が保険期間満了時に生存されていたときにお支払いする満期保険金は、保険期間満了日の積立金額となるため、最低保証はありません。また、解約されたときにお支払いする解約返戻金についても、解約計算基準日*の積立金額をもとに所定の解約控除額を差し引いて計算した金額となるため、最低保証はありません。

*解約計算基準日: マニユライフ生命が解約のご請求を受け付けした日の翌営業日

特別勘定について

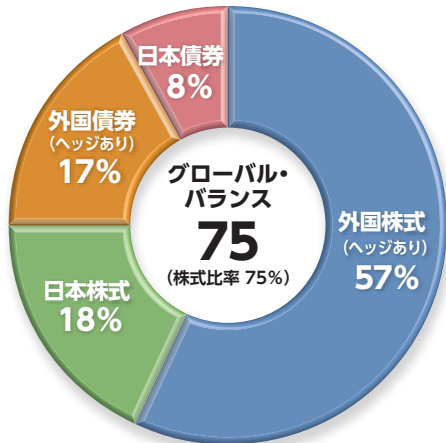


資産配分の異なる3つの特別勘定を、運用期間中の状況にあわせて自由にお選びいただけます。

特別勘定の種類

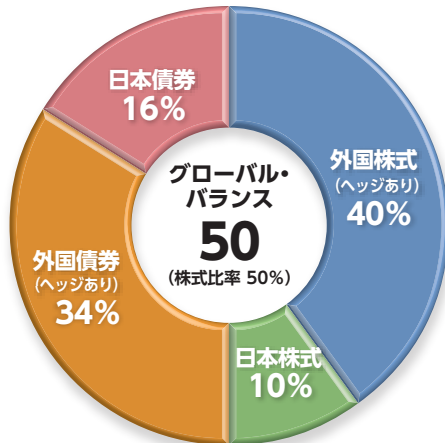
①グローバル・バランス75

株式に投資する比率を75%にして、積極的に資産の成長を目指す特別勘定です。



②グローバル・バランス50

株式と債券の投資比率を[50%:50%]にして、資産のバランスを重視しながら、資産の成長を目指す特別勘定です。



③日本債券型 すべて日本債券に投資することで、安定した運用を目指す特別勘定です。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託	基本資産配分		主な投資対象となる投資信託の運用会社	特別勘定の運用方針
①グローバル・バランス75	マニユライフ・国際分散ファンド75(適格機関投資家専用)	外国株式(ヘッジあり)	57%	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式への分散投資を行い、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産75%、債券資産25%を基本とし、より高いリターンを獲得を図ります。
		日本株式	18%		
		外国債券(ヘッジあり)	17%		
		日本債券	8%		
②グローバル・バランス50	マニユライフ・国際分散ファンド50(適格機関投資家専用)	外国株式(ヘッジあり)	40%	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式への分散投資を行い、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産50%、債券資産50%を基本とし、より安定したリターンの獲得を図ります。
		日本株式	10%		
		外国債券(ヘッジあり)	34%		
		日本債券	16%		
③日本債券型	マニユライフ・日本債券インデックスファンド(適格機関投資家専用)	日本債券	100%		主として投資信託を通じ、国内の公社債に投資し、長期的に着実な特別勘定資産の成長を目指します。

●特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法は、将来変更することがあります。

- ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
- ② 上記以外の資産については、原価法によるものとします。
- ※ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

●特別勘定資産の評価は毎日行ない、その成果を積立金の増減に反映させます。

特別勘定の指定、変更とスイッチング

- 3種類の特別勘定のうち、ひとつをお選びいただけます。
- 特別勘定は変更することが可能です。
- 1保険年度につき、12回までは手数料なしで積立金の移転(スイッチング)が可能です。
- ※13回目以降は、1回のスイッチングにつき2,500円の手数料がかかります。

リスクをコントロールするために、資産運用の3つのポイントに そって資産を育てます。

「未来ステップ」は、積立金が株式や債券などに分散投資する特別勘定で運用されるので、資産分散による収益率の安定が期待できます。

※「グローバル・バランス75」「グローバル・バランス50」は国内外の株式・債券を組み合わせ分散運用いたします。ただし、「日本債券型」は国内債券のみを対象としています。

「未来ステップ」は、月々一定額の保険料をお支払いいただき、それを積立金*として運用にまわすので、ドルコスト平均法の効果が期待できます。

※月々お支払いいただいた保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額が積立金として特別勘定で運用されます。

※積立金から保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)と運用関係費が控除されます。

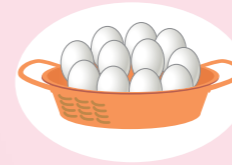
参照 諸費用についてはP12~13をご覧ください。

時間分散(ドルコスト平均法)の効果について

株式投資など値動きのある資産に一時に投資してしまうと「高値づかみ」のリスクが伴います。購入時期を分けて少しずつ投資することで、リスクを分散することができます。このような投資方法を「時間分散」といいます。「時間分散」のうち、定期的に一定額を投資する運用方法が「ドルコスト平均法」です。こうすることで「安いときにはたくさん買い、高いときには少なく買う」というメカニズムが自動的にはたらき、結果として購入価格が安定する効果が期待できます。

資産分散

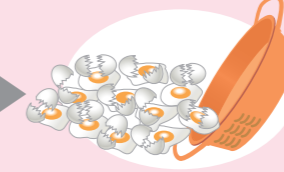
ひとつのカゴ(投資先)にすべての卵を入れておくと



複数のカゴ(投資先)に分けて入れておくと



そのカゴ(投資先)に何かあるとすべての卵が壊れてしまう。



リスクを分散することができる。



資産分散の効果について

「ひとつのカゴにすべての卵を盛るな」。昔からよくいわれる資産運用の格言です。資金を分けて運用することで、リスクが分散され、収益が安定する効果が期待できることを示しています。

時間分散

長期運用

「未来ステップ」は、最低10年の運用期間(保険期間)を設定していただくので、長期運用によるメリットが期待できます。

長期運用の効果について

下の図は、東証一部上場銘柄すべての株式に投資したと想定して、運用期間別の最高収益率と最低収益率をグラフ化したものです。これを見ると、株式のようなリスクの大きい資産であっても、運用期間が20年、30年と長くなるに連れて、収益と損失のブレが収れんされ、収益率が安定してくることがわかります。

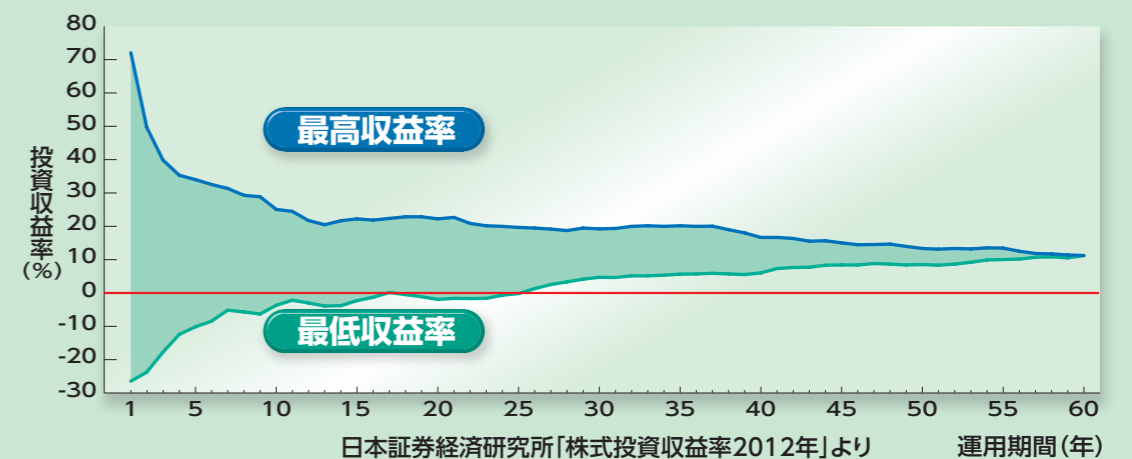
ドルコスト平均法の例



ドルコスト平均法

1口あたりの価格	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計	1口あたりの平均投資額
1口あたりの価格	1,000円	500円	1,200円	800円	1,500円		
毎回3万円ずつ投資した場合	投資金額▶ 30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	150,000円	約870円
	投資口数▶ 30口	60口	25口	37.5口	20口	172.5口	
毎回30口ずつ投資した場合	投資金額▶ 30,000円	15,000円	36,000円	24,000円	45,000円	150,000円	1,000円
	投資口数▶ 30口	30口	30口	30口	30口	150口	

運用期間別の投資収益率(東証一部上場株式/1952年~2012年)



※投資収益率とは、投資から得られる収益の投資額に対する年率です。

ご契約について

■ご契約の当事者

契約者	保険契約を締結し保険料を負担する方
被保険者	死亡・高度障害保障の対象となる方 ※被保険者が保険期間満了日まで生存されている場合、満期保険金が支払われます。
満期保険金受取人	満期保険金を受け取る方
死亡保険金受取人	死亡保険金を受け取る方

■基本保険金額

[基本保険金額=月払保険料×12ヵ月×保険期間(年数)]

最低額	120万円	最高額	7億円
-----	-------	-----	-----

■保険期間(保険料払込期間)および契約年齢の範囲

保険期間 (保険料払込期間)	10年	15年	20年	25年	30年	60歳満期	65歳満期	70歳満期	75歳満期
契約年齢	15歳~70歳	15歳~60歳	15歳~55歳	15歳~45歳	15歳~40歳	20歳~50歳	25歳~55歳	30歳~60歳	55歳~65歳

※契約年齢とは契約日における被保険者の満年齢をいいます。

保険料について

■保険料の範囲

最低保険料	5,000円	保険料の単位	1,000円
-------	--------	--------	--------

※保険料が1万円未満のご契約は、保険期間20年以上かつ契約年齢55歳以下であることが条件となります。

■第1回保険料繰入日までの期間について

●第1回保険料について、その保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額が特別勘定に繰り入れられ運用が開始されるのは、契約日より契約日を含めて8日目以降となります。第1回保険料を払い込まれた日から繰入日までの間、保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額は特別勘定の運用対象となっていないため、結果として、特別勘定の運用の結果が反映されないこととなります。また、この間、保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額に対する利息も付きません。

■保険料払込の自動停止について

- 保険料が払い込まれないままで猶予期間が過ぎた場合でも、猶予期間満了日において積立金額が保険料の6ヵ月分以上である場合、保険料の払込が自動的に停止されたものとして保険契約を有効に継続させる制度です。
- 保険料払込の自動停止が行なわれた場合、猶予期間満了日の属する月の翌々月以後最初に到来する払込期月の保険料から、自動的に保険料の払込が再開されるものとします。

保障について

■死亡・高度障害保険金

- 被保険者が保険期間中に死亡されたときは死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当されたときは高度障害保険金をお支払いします。
- 死亡保険金、高度障害保険金の金額は死亡日または所定の高度障害になった日の積立金額、または基本保険金額のうち、いずれか大きい金額です。

■満期保険金

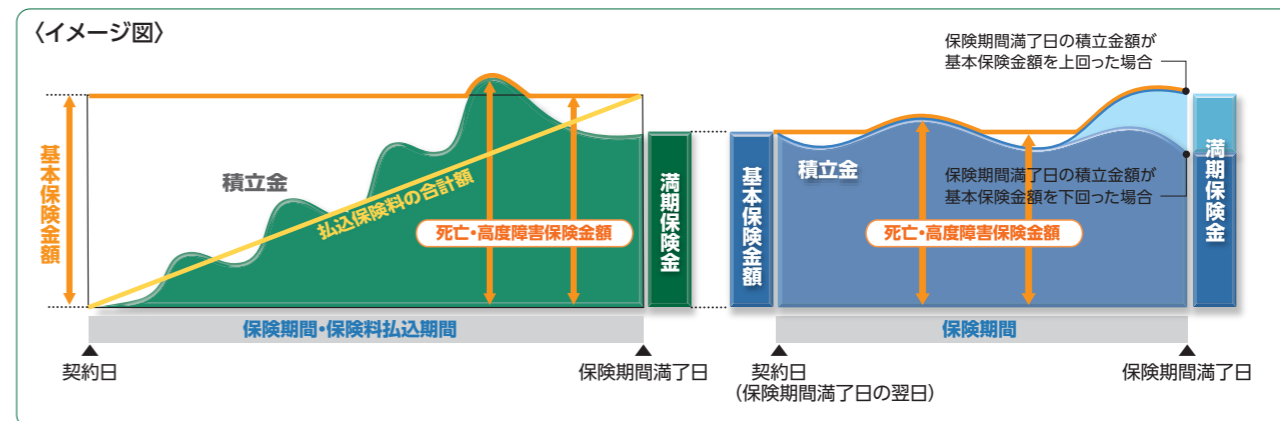
- 被保険者が保険期間満了時に生存されていたときには満期保険金をお支払いします。
- 満期保険金の金額は、保険期間満了日の積立金額です(最低保証はありません)。

※死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は、それぞれ重複してお支払いすることはありません。

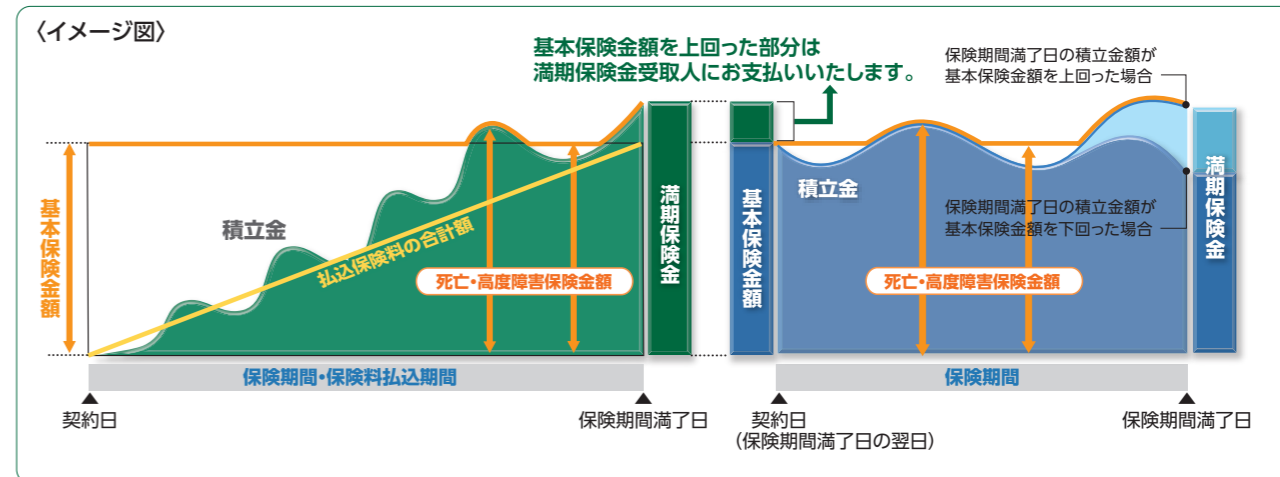
一時払の変額保険(有期型)への変更について

保険期間満了の際、満期保険金を一時払保険料として、一時払の変額保険I型(有期型)へ変更することも可能です。

■満期保険金額が変更前契約の基本保険金額と同額以下の場合



■満期保険金額が変更前契約の基本保険金額を上回った場合



【変更後の内容】

- ◆契約日は変更前契約の保険期間満了日の翌日とし、契約日からマニュアル生命はご契約上の責任を負います。
- ◆保険期間は、5年または10年とします。ただし、保険期間満了日翌日の被保険者の年齢が80歳をこえる場合は、80歳満期とします。
- ◆基本保険金額は、変更前契約の満期保険金額と同額とします。ただし、満期保険金額が変更前契約の基本保険金額を上回った場合、基本保険金額は変更前契約の基本保険金額と同額とし、その上回った部分を満期保険金受取人にお支払いします。
- ◆基本保険金額と同額を一時払保険料とし、その一時払保険料を契約日末に特別勘定へ繰り入れます。
- ◆保険契約の維持に必要な費用(保険料の収納に必要な費用を除きます。)および死亡保障等に必要な費用(危険保険料)を保険関係費として月単位の契約応当日末(契約日の属する月については繰入日末)に積立金から控除します。
- ◆ご契約を解約または基本保険金額の減額をされた場合には、解約返戻金がかかります。解約返戻金額は、解約計算基準日または減額計算基準日における積立金額(基本保険金額の減額の場合は、減額された部分に対応する積立金額)となります。解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。

【変更時の取扱い】

- ◆変更の際は被保険者の同意を必要とします。
- ◆変更の際に健康状態の告知等は不要です。
- ◆特別勘定群は変更前契約と同一とします。
- ◆特別勘定は変更の際にマニュアル生命の定める取扱範囲内でご契約者が指定してください。ただし、ご指定の際に複数の特別勘定を指定することはできません。
- ◆ご契約者、被保険者および保険金の受取人は変更前契約と同一とします。
- ◆つぎのいずれかに該当する場合は、一時払の変額保険I型(有期型)への変更は取り扱いません。
 - (1) 変更後の基本保険金額が50万円に満たない場合
 - (2) 変更前契約の保険期間満了日において、保険料の払込が免除されている場合
 - (3) 変更前契約の保険期間満了日において、特別条件が付されている場合
 - (4) 変更前契約の保険期間満了日において、ご契約者と満期保険金受取人が同一でない場合
 - (5) 変更前契約が一時払の変額保険I型(有期型)の場合

諸費用について

保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に以下の保険関係費をご負担いただけます。

■ 保険関係費

内 訳	時 期
① 保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
② 保険契約の締結に必要な費用	月単位の契約応当日末(契約日の属する月については繰入日末)に積立金から控除します。
③ 保険契約の維持に必要な費用(①を除く)	
④ 死亡保障等に必要な費用(危険保険料)	
⑤ 保険料払込免除に関する費用	
⑥ 特別保険料法による特別条件が付された場合の特別保険料	

※保険料払込の自動停止により、保険料の払込が停止されている期間中は、①のご負担はありません。

※特別勘定の資産運用成果により、月単位の契約応当日の前日における積立金額等の合計額が基本保険金額をこえる場合、④および⑥のご負担はありません。

※一時払の変額保険I型(有期型)への変更を行なった場合、変更後は、①、②、⑤および⑥のご負担はありません。

※無配当年金特約による年金基金設定日以後、保険関係費のご負担はありません。

● 保険関係費は、被保険者の年齢・性別、保険期間等によって異なります。また、保険関係費のうち、危険保険料は、月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後でも変動します。そのため、保険関係費を具体的な金額や割合で表示することはできません。

※危険保険料は、基本保険金額、被保険者の年齢・性別等が同じ場合でも、積立金額が少ないときは、積立金額が多いときと比べ多くなります。また、基本保険金額、積立金額、被保険者の性別等が同じ場合でも月単位の契約応当日における被保険者の年齢が高いときは、被保険者の年齢が低いときと比べ多くなります(一部の年齢を除きます)。

※特別保険料法による特別条件が付された場合、特別保険料を保険関係費に含め積立金から控除するため、特別保険料法による特別条件が付されていない場合と比べて積立金額は少なくなります。

● 積立金から控除する保険関係費の金額が積立金額をこえるときは、積立金額の全額を控除し、そのこえる部分は翌以降の月単位の契約応当日末に積立金から控除します。なお、積立金額が零となった場合でも保険契約の効力は失われません。

● 保険契約の復活をした場合、マニュアル生命が延滞保険料の入金を確認した日末に、延滞保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額を特別勘定へ繰り入れます。また、この金額を特別勘定へ繰り入れた時にマニュアル生命の定める方法により計算された保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)を積立金から控除します。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

特別勘定での運用期間中に以下の運用関係費をご負担いただけます。

■ 運用関係費(特別勘定の運用にかかわる費用)

特別勘定	費 用	時 期
グローバル・バランス75	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬) 年率0.36%(税抜)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
グローバル・バランス50	年率0.28%(税抜)	
日本債券型	年率0.25%(税抜)	

※そのほか、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬など)および消費税がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。

※運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

※積立金額が零となった場合、運用関係費のご負担はありません。

※無配当年金特約による年金基金設定日以後、運用関係費のご負担はありません。

積立金の移転(スイッチング)にご負担いただく費用

1保険年度に12回をこえるスイッチングを行なった場合、以下のスイッチング手数料をご負担いただけます。

■ スwitching手数料

費 用	時 期
1回のスイッチングにつき2,500円	スイッチングの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

解約・基本保険金額の減額時にご負担いただく費用

解約計算基準日または減額計算基準日をご契約日からその日を含めて10年以内の場合、解約または基本保険金額の減額時に以下の解約控除をご負担いただけます。ただし、第10保険年度*の最後の月単位の契約応当日以後の場合は解約控除のご負担はありません。

* 保険年度:契約日から起算して毎1年のことをいいます。契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

■ 解約控除

契約日からその日を含めて 保険期間満了日までの年数	解約控除	時 期
10年以上15年未満	年換算保険料*1 × 50% × $\left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	解約計算基準日、減額計算基準日に解約・基本保険金額の減額に相当する部分の積立金から控除します。
15年以上20年未満	年換算保険料*1 × 70% × $\left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	
20年以上30年未満	年換算保険料*1 × 90% × $\left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	
30年以上40年以下	年換算保険料*1 × 100% × $\left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	

*1 保険料(基本保険金額の減額の場合は、減額に相当する部分の保険料)の12回分です。

*2 契約日からその日を含めて解約計算基準日または減額計算基準日までの経過月数とし、1か月未満の端数については切り上げます。

※解約計算基準日・減額計算基準日、第1回保険料の繰入日以前の場合、解約控除のご負担はありません。

※一時払の変額保険I型(有期型)への変更を行なった場合で、変更後に解約・基本保険金額の減額をした場合、解約控除のご負担はありません。

※無配当年金特約による年金基金設定日以後にこの特約を解約した場合、解約控除のご負担はありません。

無配当年金特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただけます。

■ 年金管理費(年金支払の管理にかかる費用)

費 用	時 期
責任準備金額に0.4%を乗じた額	年金支払日に責任準備金から控除します。

危険保険料について

● 危険保険料は、月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後でも変動します。

● 危険保険料は、基本保険金額、被保険者の年齢・性別等が同じ場合でも、積立金額が少ないときは、積立金額が多いときと比べ多くなります。また、基本保険金額、積立金額、被保険者の性別等が同じ場合でも月単位の契約応当日における被保険者の年齢が高いときは、被保険者の年齢が低いときと比べ多くなります。(一部の年齢を除きます。)

● なお、特別勘定の資産運用成果により、積立金額等の合計額が基本保険金額を超える場合、危険保険料のご負担はありません。

「未来ステップ」をご契約いただいているお客様は

メディカルリリーフ(プラス) をご利用いただけます。



メディカルソムリエ

■セカンドオピニオンサービス

被保険者ご本人が、日本を代表する各専門分野の医師(総合相談医)との面談や電話を通じ、今後の治療方針、方法についての意見(セカンドオピニオン)を聞いたり、総合相談医の判断により、優秀専門臨床医が紹介されるサービスです。

※電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。

■受診手配・紹介サービス

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要等、主治医が判断したケースで手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し、治療可能な場合に受診の手配や紹介をいたします。



メディカルほっとコール24

医師・看護師等の相談スタッフが、年中無休・24時間常勤体制で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関するご相談を電話でお受けします。被保険者ご本人はもちろん、ご家族に関する相談も承ります。

- 「メディカルリリーフ(プラス)」は、マニユライフ生命保険株式会社の業務提携先であるティーベック株式会社が提供します。
 なお、サービス内容は予告なく変更・中止する場合があります。
- サービス利用の結果について、マニユライフ生命保険株式会社は責任を負いかねます。
- ご利用に際してティーベック株式会社が取得した個人情報は、利用対象者確認の目的において、マニユライフ生命保険株式会社に提供することがありますが、サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- 受診手配・紹介サービスは、ティーベック株式会社が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関への手配・紹介するもので、希望すれば受けられるものではありません。
- ご利用の際の諸条件等がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。
 ※「メディカルリリーフ(プラス)」のくわしい内容については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

アフターサービス



お電話で



マニユライフ生命のコールセンター 0120-063-730

月～金曜日 9:00～17:00(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

- ご契約内容・積立金額のご照会 ●特別勘定のユニットプライスのご照会
- 各種手続きのご案内 ●各種お手続き書類のご請求 等



Webで



マニユライフ生命のホームページ www.manulife.co.jp

- 特別勘定のユニットプライスのご確認
- 「変額保険Ⅰ型(有期型)半期運用報告書」のご確認 等



郵送で



運用レポート 各種レポートをご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に郵送します。

- 「変額保険Ⅰ型(有期型)特別勘定運用実績のお知らせ」(年2回:6月・12月末の情報)
- 「変額保険Ⅰ型(有期型)半期運用報告書」(年2回:6月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)

ご契約の際には、「ご契約のしおり/約款」「契約締結前交付書面(ご契約の概要)」「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、この保険は、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限および変額保険販売資格に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記のマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
 東京オペラシティタワー30階

コールセンター **0120-063-730**

受付時間/月～金 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く)

www.manulife.co.jp

2018年8月作成

●担当は